

せとうち観光専門職短期大学 研究倫理教育に関する実施要項

(目的)

第1条 この実施要項は、せとうち観光専門職短期大学（以下、本学という。）において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」及び本学の公的研究費の管理・監査及び研究活動不正防止に関する規程に基づき、研究倫理教育の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この実施要項における「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「研究倫理教育責任者」の定義は、本学の公的研究費の管理・監査及び研究活動不正防止に関する規程に定めるところによる。

(受講対象者)

第3条 研究倫理教育の受講対象者は以下の通りとする。

- (1) 本学で研究活動を行う専任教員（教授、准教授、講師、助教、助手）
- (2) その他、本学の施設や設備を利用して研究に携わる者

(研究倫理教育の内容)

第4条 受講対象者は、研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN e-ラーニングプログラム（eAPRIN）等）を通読・履修しなければならない。

(受講の時期)

第5条 前条に定めるプログラム等は、原則として着任時及び受講後3年度毎に再度受講することとし、受講期限は各年度の6月30日までとする。この時、年度途中で着任した受講対象者は、着任時から2ヶ月以内もしくは着任年度末、より早い時期にあわせて受講を完了するものとする。

- 2 受講対象者が病気等のやむを得ない事由により、所定の受講期間内に本プログラムを修了することができない場合は、受講対象者の事前の申し出により、受講期間を延長することができる。
- 3 本学が実施する研究倫理教育の受講を求める場合があるほか、文部科学省や公的研究費の配分機関等からの通知等により、別途受講を求める場合がある。

(受講管理・報告)

第6条 受講者は、本プログラムの受講後、速やかに修了証を研究倫理教育責任者に提出しなければならない。

- 2 研究倫理教育責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者に対し、毎年度末に研究倫理教育の受講状況を報告するものとする。

3 正当な理由なく、受講期限内に本プログラムを受講しなかった受講対象者については、学内又は学外の競争的資金等の申請・使用及び学内配布予算の執行を認めない場合がある。

(取扱部署)

第7条 この実施要項に関する事務は、総務課が行う。

(改廃)

第8条 この実施要項の改廃は、不正防止計画推進委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この実施要項は、2021年4月1日から施行する。